居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項

○事業者概要

事業者名称	沖町みらい薬局
事業所所在地	小松市沖町477番地
代表者名	島　健太郎
電話番号	TEL:0761-58-2155

○事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に 基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、松村みらい薬局の 薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思・人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

○提供するサービス

当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方箋に基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
注）居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

○職員等の体制

薬剤師6名、　事務員３名

○営業日時

原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日。但し、国民の祝祭日、年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く。

○利用料

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。
①居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費
　　342円～518円（１割負担の場合）
　　算定する日の間隔は６日以上、かつ、月４回を限度。
　　ただし、末期の悪性腫瘍又は中心静脈栄養を受けている方の場合は、週に２回かつ月に８回を限度。
②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合
　　１回につき100円（①に加算）

〇苦情対応の体制

居宅療養管理指導等に関わる苦情がありましたら職員までお申し出ください。苦情対応責任者は薬局長です。
内容により、市町村窓口（TEL076-220-2264）又は国保連合会（TEL076-231-1110）の紹介などの対応をいたします。

2025年4月1日
沖町みらい薬局
管理薬剤者：島　健太郎